



三重県公報

令和5年7月4日 (火)
 第 427 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
423	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
424	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
425	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	3
426	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(同)	3
427	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	(水産資源管理課)	5
428	県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(県土整備総務課)	5
429	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	6
430	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	6
431	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	7
公 告			
	令和5年度行政書士試験の実施	(法務・文書課)	8
	三重県病院事業の業務状況の公表	(財政課)	9
	土地改良事業計画の変更認可	(農地調整課)	14
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	14
	県営住宅の入居希望者の募集	(住宅政策課)	14
正 誤			
	令和4年11月29日付け三重県公報第367号	(財政課)	16

告 示

三重県告示第 423 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 7 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470204690	ヘルパーステーションのぞみ	三重県四日市市智積町 806 番地	株式会社のぞみ	令和 5 年 7 月 1 日	訪問介護
2470401049	あいさんさん	三重県亀山市市川崎町 4678	Funatono Japan 合同会社	令和 5 年 7 月 1 日	訪問介護
2470704236	大福	三重県松阪市西町 2471 番地	合同会社大福	令和 5 年 7 月 1 日	訪問介護
2460390301	訪問看護ステーションまごころ	三重県鈴鹿市三宅町 1700 番地	特定非営利活動法人まごころ	令和 5 年 7 月 1 日	訪問看護
2460590520	ハーモニーハウス津・大園 訪問看護ステーション	三重県津市大園町 5-45	株式会社ハビネライフ一光	令和 5 年 7 月 1 日	訪問看護
2462190089	訪問看護ステーションあやめ東員	三重県員弁郡東員町大字大木 1306-2 木村邸事務所 1-2F（東側）	株式会社ファーストナース	令和 5 年 7 月 1 日	訪問看護
2470704228	デイサービス アクア西之庄	三重県松阪市西之庄町 51 番地 2	株式会社けやきメディアカル	令和 5 年 7 月 1 日	通所介護
2470704210	株式会社 u k	三重県松阪市宝塚町 1565 番地	株式会社 u k	令和 5 年 7 月 1 日	福祉用具貸与
2471301552	ワイズライフサポート	三重県名張市桔梗が丘 4 番町 5-7-10 2 階	株式会社 Y's corporation	令和 5 年 7 月 1 日	福祉用具貸与
2471301552	ワイズライフサポート	三重県名張市桔梗が丘 4 番町 5-7-10 2 階	株式会社 Y's corporation	令和 5 年 7 月 1 日	特定福祉用具販売

三重県告示第 424 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 7 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2460390301	訪問看護ステーションまごころ	三重県鈴鹿市三宅町 1700 番地	特定非営利活動法人まごころ	令和 5 年 7 月 1 日	介護予防 訪問看護
2460590520	ハーモニーハウス津・大園 訪問看護ステーション	三重県津市大園町 5-45	株式会社ハビネライフ一光	令和 5 年 7 月 1 日	介護予防 訪問看護
2460790245	訪問看護ステーションかふう	三重県松阪市市場庄町 1373	医療法人胃医巴会	令和 5 年 7 月 1 日	介護予防 訪問看護
2462190089	訪問看護ステーションあやめ東員	三重県員弁郡東員町大字大木 1306-2 木村邸事務所 1-2F（東側）	株式会社ファーストナース	令和 5 年 7 月 1 日	介護予防 訪問看護
2470704210	株式会社 u k	三重県松阪市宝塚町 1565 番地	株式会社 u k	令和 5 年 7 月 1 日	介護予防 福祉用具貸与
2471301552	ワイズライフサポート	三重県名張市桔梗が丘 4 番町 5-7-10 2 階	株式会社 Y's corporation	令和 5 年 7 月 1 日	介護予防 福祉用具貸与

2471301552	ワイズライフサポート	三重県名張市桔梗が丘 4 番町 5-7-10 2 階	株式会社 Y's corporation	令和 5 年 7 月 1 日	特定介護 予防福祉 用具販売
------------	------------	----------------------------	----------------------	----------------	----------------------

三重県告示第 425 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 5 年 7 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和 4 年 3 月 15 日 第 77 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
丹羽商事株式会社	代表取締役 丹羽 通	三重県伊勢市中島二丁目 4 番 13 号

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
奥野 満	飼料用もみ、飼料用玄米	K242022607

三重県告示第 426 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 5 年 7 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 27 日 第 18 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊賀ふるさと農業協同組合	代表理事組合長 北川 俊一	三重県伊賀市平野西町 1 番 1

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
玉池 博徳	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2414264
西浦 均	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2415267
中住 武敏	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2415268
中尾 和之	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2416270
小端 重幸	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2416272
山本 忠彦	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2417274
川瀬 成清	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2417275
中里 太	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2417277
前川 浩二	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2419280
西川 勝也	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2419281

椿 真吾	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2420282
高森 広充	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2420283
井上 涼太	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2421285
増田 直人	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2422286
前澤 佳弘	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2422287
川合 宏紀	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2423288
山本 努	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2423290
竹村 英明	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2424291
高嶋 佑紀	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2424292
内田 伊織	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2425293
坂本 直己	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2425294
新矢 和宏	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2426295
仲濱 鉄也	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2426296
柘植 崇志	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2427297
福地 亮昌	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2427298
菊山 克彦	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2427299
山崎 知宏	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429300
楯 良介	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429301
岡田 知也	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2415303
越山 忠幸	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2415304
松下 謙志	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2416305
濱中 博隆	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2417306
稲森 光浩	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2418307
福田 裕希	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2419308
竹島 正紘	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2421309
山中 貢宏	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2421310
坂本 佳彦	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2423311
竹延 慎太郎	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2424312
竹本 哲也	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2424313
旭 達也	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2425315
森田 周平	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2426316
熊本 明	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2426317
島藤 寛章	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429318
中川 雅好	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429319
西田 琢也	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429320
井坂 嵩	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429321
田端 清次	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018482
中川 元希	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018483
栗本 弘樹	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018484
福森 大典	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019516
廣岡 雅人	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019517
辻本 昌司	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019518
松本 茂之	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022597
河本 裕充	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022598
前田 貴久	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022613

北寺 宏也	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022614
佐々木 宏	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022615

7 登録の更新日
令和5年6月23日

三重県告示第 427 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 5 年三重県告示第 227 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 5 年 7 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前																					
第 1 するめいか（略）		第 1 するめいか（略）																					
第 2 くらまぐろ（小型魚）		第 2 くらまぐろ（小型魚）																					
1 都道府県別漁獲可能量		1 都道府県別漁獲可能量																					
<u>47.5 トン</u>		<u>33.8 トン</u>																					
2 三重県の知事管理漁獲可能量		2 三重県の知事管理漁獲可能量																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くらまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td>12.7 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くらまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td>10.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くらまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td><u>5.0 トン</u></td> </tr> <tr> <td>三重県くらまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td>8.1 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くらまぐろ（小型魚） 定置漁業	12.7 トン	三重県くらまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン	三重県くらまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	<u>5.0 トン</u>	三重県くらまぐろ（小型魚） その他漁業	8.1 トン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くらまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td>12.7 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くらまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td>10.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くらまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td><u>2.5 トン</u></td> </tr> <tr> <td>三重県くらまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td>8.1 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くらまぐろ（小型魚） 定置漁業	12.7 トン	三重県くらまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン	三重県くらまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	<u>2.5 トン</u>	三重県くらまぐろ（小型魚） その他漁業	8.1 トン	
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くらまぐろ（小型魚） 定置漁業	12.7 トン																						
三重県くらまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン																						
三重県くらまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	<u>5.0 トン</u>																						
三重県くらまぐろ（小型魚） その他漁業	8.1 トン																						
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くらまぐろ（小型魚） 定置漁業	12.7 トン																						
三重県くらまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン																						
三重県くらまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	<u>2.5 トン</u>																						
三重県くらまぐろ（小型魚） その他漁業	8.1 トン																						
第 3 くらまぐろ（大型魚）		第 3 くらまぐろ（大型魚）																					
1 都道府県別漁獲可能量		1 都道府県別漁獲可能量																					
<u>33.3 トン</u>		<u>28.7 トン</u>																					
2 三重県の知事管理漁獲可能量		2 三重県の知事管理漁獲可能量																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くらまぐろ（大型魚） 定置漁業</td> <td>12.1 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くらまぐろ（大型魚） その他漁業</td> <td><u>13.3 トン</u></td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くらまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.1 トン	三重県くらまぐろ（大型魚） その他漁業	<u>13.3 トン</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くらまぐろ（大型魚） 定置漁業</td> <td>12.1 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くらまぐろ（大型魚） その他漁業</td> <td><u>8.0 トン</u></td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くらまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.1 トン	三重県くらまぐろ（大型魚） その他漁業	<u>8.0 トン</u>									
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くらまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.1 トン																						
三重県くらまぐろ（大型魚） その他漁業	<u>13.3 トン</u>																						
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くらまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.1 トン																						
三重県くらまぐろ（大型魚） その他漁業	<u>8.0 トン</u>																						

三重県告示第 428 号

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 7 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

県土整備部関係補助金等交付要綱（平成 14 年三重県告示第 616 号）の一部を次のように改正する。

別表第 10 号の項（D）の欄を次のように改める。

別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の県土整備部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 5 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 429 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 5 年 7 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
池の台東	名張市美旗町池の台東 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
鴻之台 2	名張市鴻之台 4 番町、鴻之台 1 番町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
百合が丘東 6 番町	名張市百合が丘東 6 番町、夏見 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 430 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 5 年 7 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
宇陀川安部田-10	名張市安部田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上小波田	名張市上小波田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下比奈知	名張市下比奈知 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下比奈知 2	名張市下比奈知 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神屋	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奈垣 3	名張市奈垣、神屋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
滝之原	名張市滝之原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奈垣 4	名張市奈垣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鶴山 1	名張市鶴山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
竜口 1	名張市竜口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上長瀬 7	名張市上長瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下小波田 5	名張市下小波田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
すずらん台西	名張市すずらん台西 1 番町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蔵持町芝出 3	名張市蔵持町芝出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蔵持町芝出 4	名張市蔵持町芝出、富貴ヶ丘 1 番町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
蔵持町芝出 5	名張市蔵持町芝出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蔵持町芝出 6	名張市蔵持町芝出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下比奈知 11	名張市下比奈知 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蔵持町芝出 7	名張市蔵持町芝出、下比奈知 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 16	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 17	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原 6	名張市赤目町柏原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上三谷 9	名張市上三谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上比奈知 7	名張市上比奈知 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上比奈知 8	名張市上比奈知 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下比奈知 12	名張市下比奈知、滝之原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 27	名張市滝之原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 28	名張市滝之原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 29	名張市滝之原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下比奈知 13	名張市下比奈知 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神屋 29	名張市神屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下比奈知 14	名張市下比奈知 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之原 30	名張市滝之原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下比奈知 15	名張市下比奈知 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下比奈知 16	名張市下比奈知 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
丸の内・柳原町	名張市丸の内・柳原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 431 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 5 年 7 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第	指定年月日
-------	-------	---------------------	---	-------

			4条に規定する衝撃に関する事項	
鵜山1	名張市鵜山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成29年3月17日
竜口1	名張市竜口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成24年6月1日
上長瀬7	名張市上長瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成28年3月25日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

令和5年度行政書士試験を次のとおり実施する旨、一般財団法人行政書士試験研究センター理事長多賀谷一照から通知がありました。

令和5年7月4日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 試験日時
令和5年11月12日(日)午後1時から午後4時まで
- 2 県内の試験場所
伊勢市神田久志本町1704 皇學館大学
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験の科目
 - ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)
憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とします。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和5年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
 - イ 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解
 - (2) 試験の方法
 - ア 試験は、筆記試験によって行います。
 - イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。
- 4 受験手続
 - (1) 郵送による受験申込み
 - ア 受付期間
令和5年7月24日(月)から同年8月25日(金)まで
 - イ 受付場所
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください。令和5年8月25日(金)の消印があるものまで受け付けます。
 - ウ 提出書類
受験願書一式
 - エ 受験手数料
10,400円
 - オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所
 - (ア) 郵送配布
郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封した上、次の宛先まで請求してください(令和5年8月18日(金)必着とします。)

- a 配布期間
令和5年7月3日(月)から同年8月18日(金)まで
 - b 宛先
〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留め
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
 - (イ) 窓口配布
 - a 配布期間
令和5年7月24日(月)から同年8月25日(金)まで
 - b 配布場所
三重県総務部法務・文書課、三重県庁玄関受付案内、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局、志摩建設事務所総務・管理・建築室並びに三重県行政書士会
 - (2) インターネットによる受験申込み
 - ア 受験申込み画面への入力
一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp/>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。
 - イ 受験手数料の払込み
受験手数料(10,400円)の払込みは、(ア)(イ)いずれかの方法によります。なお、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。
 - (ア) クレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。)による決済
利用できるクレジットカードは、VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDinersです。
 - (イ) コンビニエンスストアでの払込み
利用できるコンビニエンスストアは、セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストアです。
 - ウ 受付期間
令和5年7月24日(月)午前9時から同年8月22日(火)午後5時まで
この出願システムは、令和5年8月22日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、申込みができなくなりますので御注意ください。
 - (3) 連絡先(問い合わせ先)
一般財団法人行政書士試験研究センター
電話 03-3263-7700
- 5 特例措置の実施
身体の機能に障がいのある方等で、受験に際して特例措置(車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等受験に際して必要な措置)を希望される方は、受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターへ必ず御相談ください。
- 6 合格発表の日時及び方法
- (1) 日時
令和6年1月31日(水)午前9時
 - (2) 方法
一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に可否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (https://gyosei-shiken.or.jp) に合格者の受験番号を掲載します。

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和5年7月4日

三重県知事 一 見 勝 之

1 業務の概況

三重県病院事業においては、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院

の3病院を管理運営し、それぞれの県立病院に求められている役割・機能等を踏まえながら、県民の皆さんに安全で良質な医療が提供できるよう取組を進めています。

令和4年10月1日から令和5年3月31日までの実績は、次のとおりです。

	下半期実績	年間累計
(1) 患者数		
入院	69,808人	140,987人
外来	60,947人	124,253人
(2) 建設改良事業		
病院増改築事業	364,606千円	373,765千円
資産購入	136,377千円	311,358千円

病院増改築事業については、診療本館ほかエレベータ改修工事（こころの医療センター）、厨房設備改修工事（一志病院）等を行いました。また、資産購入については、透析用監視装置一式（志摩病院）等の購入を行い、診療機能の充実を図りました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県病院事業損益計算書（別表1及び別表2）及び三重県病院事業貸借対照表（別表3）のとおりです。

3 令和5年度予算の概況

(1) 収益的収入及び支出の予定額

収 入		
第1款 病院事業収益		5,474,217千円
第1項 医業収益		2,794,897千円
第2項 医業外収益		2,679,320千円
支 出		
第1款 病院事業費用		5,479,415千円
第1項 医業費用		5,342,891千円
第2項 医業外費用		136,524千円

(2) 資本的収入及び支出の予定額

収 入		
第1款 資本的収入		1,247,087千円
第1項 企業債		443,000千円
第2項 県費負担金		404,087千円
第3項 短期貸付金返還金		400,000千円
支 出		
第1款 資本的支出		1,650,915千円
第1項 建設改良費		450,363千円
第2項 企業債償還金		707,552千円
第3項 長期借入金償還金		90,000千円
第4項 長期貸付金		3,000千円
第5項 短期貸付金		400,000千円

4 令和5年度事業の経営方針

県民の皆さんや地域に信頼され、かつ医療従事者にとって魅力のある病院づくりを進めながら、良質で満足度の高い医療サービスを実践し、県民の皆さんと共に、生涯にわたって健康な暮らしを続けられる医療環境の実現に貢献します。

なお、令和5年度の事業規模及び内容については、次のとおりです。

(1) 年間患者予定数		
入院		165,713人
外来		129,438人
(2) 建設改良事業		
病院増改築事業		255,831千円
資産購入		194,532千円

別表 1

三重県病院事業損益計算書

令和4年10月1日から

令和5年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	2,497,322,497	医 業 収 益	1,184,165,544
給 与 費	1,358,290,200	入 院 収 益	872,718,881
材 料 費	129,617,574	外 来 収 益	236,668,520
経 費	717,887,735	そ の 他 医 業 収 益	74,778,143
減 価 償 却 費	278,212,501		
資 産 減 耗 費	8,283,208		
研 究 研 修 費	5,031,279		
医 業 外 費 用	118,916,262	医 業 外 収 益	1,888,839,798
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	39,627,005	受 取 利 息 配 当 金	19,999
長 期 前 払 消 費 税 償 却	13,023,184	他 会 計 補 助 金	66,749,000
患 者 外 給 食 材 料 費	103,482	長 期 前 受 金 戻 入	121,680,583
雑 損 失	66,162,591	補 助 金	2,232,000
		負 担 金	1,571,918,860
		そ の 他 医 業 外 収 益	126,239,356
下 半 期 純 利 益	456,766,583		
合 計	3,073,005,342	合 計	3,073,005,342

別表 2

三重県病院事業損益計算書

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	5,040,826,858	医 業 収 益	2,371,651,078
給 与 費	2,711,251,135	入 院 収 益	1,748,266,551
材 料 費	242,400,649	外 来 収 益	472,632,977
経 費	1,506,641,952	そ の 他 医 業 収 益	150,751,550
減 価 償 却 費	557,973,501		
資 産 減 耗 費	14,634,208		
研 究 研 修 費	7,925,413		
医 業 外 費 用	213,586,942	医 業 外 収 益	3,405,802,043
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	79,258,005	受 取 利 息 配 当 金	38,999
長 期 前 払 消 費 税 償 却	26,125,184	他 会 計 補 助 金	136,104,000
患 者 外 給 食 材 料 費	212,581	長 期 前 受 金 戻 入	246,168,583
雑 損 失	107,991,172	補 助 金	5,059,000
		負 担 金	2,798,132,860
		そ の 他 医 業 外 収 益	220,298,601
当 年 度 純 利 益	523,039,321		
合 計	5,777,453,121	合 計	5,777,453,121

別表 3

三重県病院事業貸借対照表

令和 5 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産	金 額	負債及び資本	金 額
固 定 資 産	7,992,067,518	固 定 負 債	10,896,534,407
有 形 固 定 資 産	7,684,906,438	企 業 債	5,161,561,789
土 地	490,670,051	他 会 計 借 入 金	4,670,592,278
建 物	6,014,501,348	引 当 金	1,064,380,340
構 築 物	261,360,053	流 動 負 債	1,370,924,166
器 械 備 品	886,982,451	企 業 債	707,550,107
車 両	4,006,217	引 当 金	182,919,000
建 設 仮 勘 定	27,386,318	未 払 金	469,990,665
無 形 固 定 資 産	2,298,889	そ の 他 流 動 負 債	10,464,394
電 話 加 入 権	2,298,889	繰 延 収 益	3,864,420,721
投 資 そ の 他 の 資 産	304,862,191	負 債 合 計	16,131,879,294
長 期 貸 付 金	3,000,000	資 本 金	311,409,778
長 期 前 払 消 費 税	301,692,191	剰 余 金	△5,917,535,728
そ の 他 投 資	170,000	資 本 剰 余 金	1,371,558,750
流 動 資 産	2,533,685,826	受 贈 財 産 評 価 額	12,058,750
現 金 預 金	1,295,915,476	県 費 負 担 金	1,359,500,000
未 収 金	1,221,552,807	欠 損 金	7,289,094,478
貯 蔵 品	11,114,001	繰 越 欠 損 金	7,812,133,799
前 払 金	1,029,642	当 年 度 純 利 益	523,039,321
そ の 他 流 動 資 産	4,073,900	資 本 合 計	△5,606,125,950
資 産 合 計	10,525,753,344	負 債 及 び 資 本 合 計	10,525,753,344

(注) 有形固定資産の減価償却累計額
繰延収益の収益化累計額

17,881,522,772 円
3,739,512,128 円

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（東大淀土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 5 年 6 月 16 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 5 年 7 月 4 日

三重県知事 一見勝之

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 7 月 4 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 6 月 20 日	伊勢市藤里町字又作田 214-1	多気郡明和町大字金剛坂 1356 池田建設株式会社 代表取締役 早津 真由子
令和 5 年 6 月 23 日	桑名郡木曾岬町新輪 1 丁目 12-7	三重郡川越町大字亀崎新田 17-6 有限会社田仲商事 代表取締役 田仲 慎一郎
令和 5 年 6 月 23 日	いなべ市員弁町松之木字五軒屋 1848-2	員弁郡東員町大字中上 1746 岡 謙斗
令和 5 年 6 月 23 日	いなべ市員弁町畑新田字三反丸 817-7	四日市市川島町 1529 エスペランサ 202 藤田 敦紀

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 5 年 7 月 4 日

三重県知事 一見勝之

1 受付期間

令和 5 年 7 月 4 日（火）から同月 31 日（月）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和 5 年 9 月 6 日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック	鈴鹿亀山不動産事業協同組合 〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
中勢伊賀ブロック	伊賀南部不動産事業協同組合 〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102
南勢ブロック・東紀州ブロック	三重県南勢地区管理事業共同体 〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地区名	県営住宅名	戸数（優先戸数）
北勢 ブロック	桑名	川成（高齢者・単身可）	1
	川越	豊田一色（一般）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般・単身可）	2（1）
		あこざ（高齢者・単身可）	2
		あこざ（一般・単身可）	1
		笹川（高齢者・単身可）	2
		笹川（一般・単身可）	1

		笹川第二（高齢者・単身可）	1		
		笹川第二（一般・単身可）	1		
		河原田（一般・単身可）	1		
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	4 (2)		
		桜島（高齢者・単身可）	1		
		桜島（一般・単身可）	2 (1)		
中勢伊賀 ブロック	津	千里（一般・単身可）	1		
		サンシャイン千里（一般）	2 (1)		
		一身田（高齢者・単身可）	1		
		一身田（一般・単身可）	2 (1)		
		結城（一般・単身可）	1		
		新町（高齢者・単身可）	1		
	伊賀	服部（一般・単身可）	2 (1)		
		カーサ上野（一般）	1		
南勢 ブロック	松阪	大黒田（一般・単身可）	1		
		五反田（一般・単身可）	2 (1)		
		粥田（高齢者・単身可）	1		
		粥田（一般・単身可）	1		
		和屋（身障者）	1		
		和屋（一般・単身可）	1		
		エスペラント末広（一般）	1		
	伊勢	辻久留（一般・単身可）	1		
		旭（一般・単身可）	1		
		西豊浜（一般・単身可）	1		
		五十鈴川（身障者）	1		
		東紀州 ブロック	尾鷲	古江（高齢者・単身可）	1
				古江（一般・単身可）	1
熊野	井土（身障者）		1		
	久生屋（一般・単身可）		1		

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚約者、同性パートナー、内縁関係にあるもの及び里親に委託されている児童を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
 - ウ ア又はイに掲げる者（連帯保証人は除きます。）と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
 - イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる

場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日の翌日から2年を経過していないこと。

- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 緊急連絡人を確保すること。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

正 誤

令和4年11月29日付け三重県公報第367号に登載しました、三重県病院事業の業務状況の公表の公告中

ページ	行	誤	正
22	16	63,295 人	63,306 人

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
